

平成 27 年度予算編成方針について

平成 27 年度予算編成方針を次のとおり定めたので、各課(局)長においては、方針の内容を十分理解のうえ編成作業を行うよう通知する。

平成 26 年 12 月 9 日

(平成 27 年 2 月 16 日一部修正)

志免町長 南 里 辰 己

平成 27 年度 予算編成方針

本予算編成方針の冒頭では、まず国政について触れざるを得ない。

本年 11 月 17 日公表の 7-9 月期国内総生産 (GDP) 速報値により最終的に判断するとしていた消費税率 10%への引き上げについては、同速報値が 2 四半期連続でのマイナスとなったことを受け、引き上げを平成 28 年 4 月に先送りすることを表明するとともに、これまでのいわゆる「アベノミクス」による成長戦略の是非を問うため、11 月 21 日に衆議院を解散し、12 月 14 日に総選挙が実施されることとなったところである。消費税率引き上げ分についてはすべて社会保障経費の財源とするとされていることから、この引き上げ先送りが地方財政に与える影響を慎重に見極める必要がある。

さて、国の平成 27 年度予算は、平成 26 年度に引き続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すため、優先度の高い施策について重点化を図りつつ無駄を最大限縮減し、メリハリのついた予算ととしている。また、地方関係では、「地方の創生と人口減少の克服」が平成 27 年度予算で取り組むべき政府の主要な政策課題となっており、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたところである。

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、平成 27 年度は景気動向等により地方税収の増が見込まれており、地方一般財源総額を確保する考え方の中では、地方税が増えれば、地方交付税で補填すべき財源不足の縮小を通じて、地方交付税は縮小することになることに留意が必要である。

次に、平成25年度決算における本町の各財政指標を見てみると、これまでも健全な範囲内で推移してきた実質公債費比率や将来負担比率については、さらに比率が改善されたところであるが、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率については、前年度比1.9ポイント増の88.1%と3年連続での悪化となり、本町の財政構造がさらに弾力性を失いつつあることを示す結果となった。

歳入については、普通交付税が減額となったものの、町税が増収となっていることにより、経常一般財源はわずかながら増えているところである。一方、歳出面では、シーメイト建設事業債の償還がほぼ終了したことにより公債費が減額となったものの、一部事務組合及び広域ごみ処理施設事業費などの負担金や、流域関連公共下水道事業会計への補助金、国民健康保険特別会計などへの繰出金が引き続き増加傾向にあるほか、子ども予防接種任意分や妊婦健康診査補助金の一般財源化などによる物件費の増があり、これらが比率悪化の要因となったところである。

平成27年度における一般財源収入の見通しについては、その根幹となる町税において、固定資産税が評価替えの影響から減少が見込まれているものの、町民税のうち所得割が増収見込みであることから、平成26年度当初予算比で増収となる見込みである。その他の一般財源では、地方交付税及び臨時財政対策債については、国の概算要求より減収が見込まれるところであるが、地方消費税交付金については、平成26年4月からの消費税率増による影響が平成27年度からはじめてすべて反映することから大きく増収となる見込みであり、その結果、一般財源総額は増となると考えている。

このような中、「第5次志免町総合計画」に掲げられた将来像「誰もが輝く住みよいまち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～」の実現を目指して、各施策における課題に積極的に取り組んでいく必要があるが、これまで減少してきていた公債費が、順次進めてきた耐震補強・大規模改造等の小中学校施設整備に係る地方債償還額が増加してきたことから、平成27年度からは大きく増加に転じる。また、社会保障関係経費や各一部事務組合への負担金の増加傾向も続いていくものと予想され、一般財源の増額以上に歳出に要する費用は増加する懸念がある。これまでは財政調整基金を取り崩さない財政運営を続けてきたが、今後町税や普通交付税をはじめとする一般財源の総額が仮に現状のレベルで確保されたとしても、財政調整基金取り崩しに頼らない財政運営が継続できるのかは極めて厳しい状況であると言わざるを得ない。経常収支の硬直化の進展も重なり、これらのことがまちの将来像実現の大きな妨げとなってくると考えられる。

このため、歳入面・歳出面とも、これまで以上の徹底した取り組みが求められる。歳入面においては、その確実な確保と新たな財源の創出に努めるとともに、歳出面においては、職員一人一人が常に住民ニーズや日々変化する社会状況を的確に踏まえながら、既成観念や慣行にとらわれることなく、効果的・効率的な事業のあり方について創意工夫すること、常に各事業の効果を検証し、

「スクラップアンドビルド」の観点の徹底等により、次世代につけを残すこと
ない持続可能な行政経営を推進していくことが重要である。

各課（局）長においては、全施策について施策評価や事務事業評価の評価結
果を十分に活用するとともに、第 5 次志免町総合計画における町の将来像の実
現、基本計画で掲げられる各政策の目標達成に向け、下記の事項に特に留意の
うえ予算編成に臨まれない。

最後に、来春 4 月に町長町議選挙が控えていることはご承知のとおりである
が、これに伴い、平成 27 年度当初予算については、3 カ月の暫定予算として編
成を行う。なお、要求段階においては、通常的手法により通年予算として要求
を行い、通年予算編成後、政策的経費や新規事業等を除き、義務的経費等の必
要最低限の経費についてのみ、暫定期間中（27 年 4 月から 6 月まで）の所要額
を暫定予算として計上する。暫定予算に計上すべき経費の基準については、別
途、経営企画課長より通知する。なお、選挙後の 6 月議会において、政策的経
費等を含めたところで、通年分の当初予算案を上程する予定である。

記

第 1 予算編成の基本方針

1 第 5 次志免町総合計画に基づいた予算編成

第 5 次志免町総合計画との整合を図り、計画に掲げる目標値の達成
に向け、中長期的な視野のもと各施策を展開すること。

2 枠配分による予算編成の継続

前年度までと同様、施策別枠配分方式による予算編成を行う。各施
策統括課長を中心に議論を深め、配分した一般財源と事務事業に係る
特定財源をもって主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

なお、第 5 次志免町総合計画における平成 27～29 年度実施計画に新
規・拡充事業として採択された事務事業のうち経常的なものについて
は、予算額を確保した上でこれを枠配分額に含めることとする。また、
臨時的な経費（事業）については、臨時的事業採択基準における順位
を高く設定し、予算額を確保する。

枠配分の方法については別紙のとおりとする。

3 優先施策

本年 11 月 4 日に決定した「平成 27 年度 志免町行政経営方針」（以
下、「行政経営方針」という。）では、施策コスト（一般財源の事業費）
優先度において「重点投資・増加」と「従来水準以下の削減」につい
ては該当がなく、全施策が「従来水準を維持」に位置付けられた。こ
のため、施策コスト優先度に基づいた予算配分調整率等の決定を行う
ことができないことから、施策の成果向上優先度に基づき各施策への

予算配分調整率等を定めることとする。

本予算編成における優先施策は、行政経営方針において「重点施策①：成果を向上させながらコストは維持する施策」とされた以下の6施策とし、他の施策と比較し予算配分を優先的に行う。

- ① 施策 7「子育て支援の充実」
- ② 施策 11「高齢者福祉の充実」
- ③ 施策 18「防犯対策の推進」
- ④ 施策 21「良好な住環境の保全」
- ⑤ 施策 25「協働のまちづくりの推進」
- ⑥ 施策 26「財政の安定化・健全化の推進」

4 効率化施策

行政経営方針において「成果維持施策：成果を維持しながらコストを維持する施策」とされた以下の11施策については、枠配分額決定において他施策よりも削減率を高め設定する。

- ① 施策 1「志（こころ）ある人づくり」
- ② 施策 2「スポーツ・文化活動の推進」
- ③ 施策 4「地域活動・住民活動の支援」
- ④ 施策 5「産業の支援」
- ⑤ 施策 6「子どもの権利保障」
- ⑥ 施策 9「子どもの健全育成」
- ⑦ 施策 14「適切な医療の確保」
- ⑧ 施策 17「省エネ・新エネの推進」
- ⑨ 施策 23「計画的な土地利用の推進」
- ⑩ 施策 24「情報共有の推進」
- ⑪ 施策 27「効率的・効果的な行政運営」

第2 予算編成の基本的事項

- 1 すべての事務事業について、行政評価の状況を十分確認し、前年度の予算を踏襲することなく事務事業の優先度による配分を行うなど、真に必要な事業への重点化を図ること。
- 2 施策枠内に複数の担当課がある場合は、関係課長などで構成する「施策担当課長会議」などを開催し、施策別枠配分内での調整等を行うこと。
この会議は、各課長が随時招集・開催し、予算要求期限までに調整を終了するものとする。
- 3 国・県補助（負担）事業については、県との間で十分な事前協議を行うとともに、事業の必要性、緊急性及び効果等について再検討を行ったうえで事業の選択を行うこと。また、目先の補助だけに気を取られるのではなく、当該補助が打ち切りとなった場合の町財政への負担や、維持管理を含めた後年度負担にも十分留意すること。

- 4 本町の公共施設（道路等のインフラ施設を含む）の多くは年々老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況により新增改築・新設改良は困難な状況にある。今般、国より公共施設等総合管理計画の策定要請が行われ、本町においても策定を始めた段階であるが、経常収支が徐々に弾力性を失いつつある現況を鑑みると、現有施設の維持管理経費の確保さえ危うい状況になることも予想される。各課においては、施設長寿命化や維持管理費の削減等に取り組むとともに、今後の施設の在り方などを十分検討すること。
- 5 住民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題をともに解決できるよう、住民との協働のまちづくりという観点を重視し、行政の役割分担と経費負担区分等を明確にした上で、経費全般の見直しを行うこと。
- 6 各団体等に交付する補助金等については、補助金交付規則及び交付基準等に基づき予算化を行うこと。
- 7 一部事務組合負担金については、構成市町村の財政状況が極めて厳しいものであるとの認識のもと、町と歩調を合わせた歳出構造の改革を一部事務組合に強く求め、負担額の軽減に繋げるよう努めること。
- 8 予算要求にあたっては、年度内に執行が必要となる事業量を十分に検討の上、多額の不用額が生ずることがないように留意すること。また、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

第3 特別会計、公営企業会計

特別会計、公営企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金・補助金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努めること。特に、公営企業会計は、企業的性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、事業の目的達成に努めること。

別紙

施策別枠配分予算編成について

第1 一般財源見込額

枠外経費、臨時的経費及び経常経費に配分する一般財源を下記のとおりとする。なお、現時点での町税や地方交付税等の見込額と、枠外経費見込額や基礎財源増減見込額の調査結果などを踏まえ、財政調整基金より200,000千円を繰り入れすることとしている。ただし、地方財政計画の確定等で一般財源見込額が増加する場合には、財政調整基金繰入額を減額調整することとし、逆に一般財源見込額が減少する場合には、臨時的経費の配分額の変更などにより調整を行う。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
町 税	4,831,083	
地方譲与税	83,001	
各交付金等	697,000	
地方交付税等	2,495,000	臨時財政対策債を含む
繰越金その他	330,644	
財政調整基金繰入金	200,000	
合 計	8,636,728	

第2 経費区分

下記の経費区分により一般財源を配分する。施策別に配分するものは、経常経費とし、施策統括課長が施策内の関係課の調整を行うこと。

枠外経費の確定で金額に差異が生じた場合は、臨時的経費の配分額変更などにより調整を行う。

また、枠外経費の最終調整枠については、枠配分により廃止・減額した事業の調整等に使用するものである。

(単位：千円)

区 分	予算編成方法及び経費の内容	一般財源配分額
枠外経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>① 公債費 ② 一部事務組合負担金 ③ 特別会計繰出金 ④ 職員人件費・議員等報酬 ⑤ 道路・下水排水路維持管理費のうち経常的と認める範囲 ⑥ 基金積立金 ⑦ 町税過誤納金還付金 ⑧ 最終調整枠 ⑨ 予備費</p>	5,047,447
臨時的経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>臨時的経費は、緊急度及び施策コストの方向性などにより採択を行う。</p> <p>① 普通建設事業 ② 27年度のみ実施事業(経費)</p>	275,000
経常経費	<p>各施策に配分する一般財源と各課(局)で積算する特定財源により、主体的・自律的に予算編成を行う。</p>	3,314,280
合 計		8,636,727

第3 経常経費の施策別一般財源配分額

経常経費の施策別一般財源配分額は、下記のとおりとする。

(単位：千円)

政 策 名	施 策 名	一般財源配分額	備 考
人と地域が にぎわうまち	01 志（こころ）ある人づくり	9, 915	
	02 スポーツ・文化活動の促進	88, 258	
	03 文化財・伝統文化の保存と活用	5, 628	
	04 地域活動・住民活動の支援	156, 308	
	05 産業の支援	24, 204	
未来の担い手と 共に育つまち	06 子どもの権利保障	7, 074	
	07 子育て支援の充実	646, 977	
	08 義務教育の充実	530, 135	
	09 子どもの健全育成	295, 623	
人にやさしく 穏やかなまち	10 健康づくりの推進	47, 855	
	11 高齢者福祉の充実	88, 452	
	12 障害者福祉の充実	317, 868	
	13 助け合う福祉活動の支援	55, 049	
	14 適切な医療の確保	5, 488	
自然にやさしい エコのまち	15 自然環境の保全	1, 850	
	16 循環型社会の構築	277, 926	
	17 省エネ・新エネの推進	0	
安全で快適に 暮らせるまち	18 防犯対策の推進	16, 375	
	19 防災対策の推進	51, 703	
	20 交通安全の推進	9, 397	
	21 良好な住環境の保全	25, 803	
	22 快適な生活基盤の整備	221, 299	
	23 計画的な土地利用の推進	3, 718	
住民と行政が 共に創るまち	24 情報共有の推進	11, 681	
	25 協働のまちづくりの推進	9, 140	
	26 財政の安定化・健全化の推進	13, 306	
	27 効率的・効果的な行政運営	365, 652	
	28 町民から信頼される職員づくり	4, 284	
そ の 他	99 施策に結びつかない事務事業	23, 312	
合 計		3, 314, 280	

第4 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、施策別枠配分予算編成は行わない。また、暫定予算編成についても行わない。

第5 編成日程

予算編成日程は下記のとおりとする。なお、状況により変更が生じることがあり得るので、柔軟な対応がとれるよう余裕をもった編成作業を行うこと。

予算査定及び町長レクチャー等の日程は別途通知を行う。

日 程	内 容		
	一般会計	特別会計	公営企業会計
12月8日	予算編成方針決定		
12月24日まで	システム入力		
	予算要求書、変動調書及び 臨時的経費確認書等提出	予算要求書等提出	参考資料等提出
12月25日から 1月6日まで	財政係にて要求取りまとめ		予算査定
1月7日から	町長レクチャー	予算査定	
1月30日まで	一般財源確定		
	臨時的経費採択 枠外経費決定		
2月2日から 2月6日まで	町長による最終調整		
	暫定予算編成		